

医療情報取得加算に関する掲示

当院は健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票などを通じて、患者さん診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の医療機関)です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1 点
- 再診時(3 ヶ月に 1 回) 1 点

令和 6 年 12 月 1 日

恵生会病院